2　協議会の設置
　活性化計画を作成しようとする都道府県又は市町村は、活性化計画の作成及びその実施に関し必要な事項について協議を行うための協議会を組織することができること等とした。（第五条～第九項及び第六条関係）
3　所有権移転等促進計画の拡充
　市町村が所有権移転等促進計画を定めようとする場合において、所有権の移転等を受ける土地の全部又は一部が農用地であるときは、当該所有権移転等促進計画について、都道府県知事の承認を受けなければならないものとし、当該都道府県知事は、当該土地に係る所有権の移転等の内容が農地法第五条第一項本文に規定する場合に該当する場合にあっては、同条第二項（第一号イに係る部分を除く。）の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと等の要件に該当するものであるときは、その承認をするものとすることとした。（第八条関係）
4　農業振興地域の整備に関する法律の特例
　活性化事業の用に供する土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更については、農業振興地域の整備に関する法律第一三条第二項の規定は、適用しないものとすることとした。（第一二条関係）
5　都市計画法の特例
　市街化調整区域内において活性化計画（1の㈡の事項が記載されたものに限る。）に従って農林漁業振興等施設の建築の用に供する目的で行われる開発行為（都市計画法第三四条各号に掲げる開発行為に該当するものを除く。）は、同条の規定の適用については、同条第一四号に掲げる開発行為とみなすものとすること等とした。（第一三条関係）
6　農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律の特例
　活性化計画にその実施する多面的機能発揮促進事業が記載された農林漁業団体等は、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律第七条第一項の認定の申請に係る事項が当該事業に係るものであるときは、農林水産省令で定める簡略化された手続によることができることとした。（第一五条関係）
7　法人化の推進
　国及び地方公共団体は、農用地の保全を図るための事業等を実施しようとする団体（法人を除く。）の法人化を推進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとすることとした。（第一七条関係）
8　施行期日
　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすることとした。

◇福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（法律第五四号）（復興庁）

1　新産業創出等研究開発基本計画
㈠　内閣総理大臣は、福島における新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に資する研究開発（以下「新産業創出等研究開発」という。）並びにその環境の整備及び成果の普及並びに新産業創出等研究開発に係る人材の育成及び確保に関する施策並びにこれらに関連する施策（以下「新産業創出等研究開発等施策」という。）の総合的かつ計画的な推進を図ることにより、原子力災害からの福島の復興及び再生を推進するため、福島復興再生基本方針に即して、新産業創出等研究開発等施策の推進に関する基本的な計画（以下「新産業創出等研究開発基本計画」という。）を定めることとした。（第九〇条関係）
㈡　新産業創出等研究開発基本計画は、福島国際研究教育機構が、新産業創出等研究開発並びにその環境の整備及び成果の普及並びに新産業創出等研究開発に係る人材の育成及び確保において中核的な役割を担うよう定めることとした。（第九一条関係）

2　福島国際研究教育機構
㈠　総則
(1)　通則
　福島国際研究教育機構（以下「機構」という。）は、原子力災害からの福島の復興及び再生に寄与するため、新産業創出等研究開発基本計画に基づき、新産業創出等研究開発並びにその環境の整備及び成果の普及並びに新産業創出等研究開発に係る人材の育成及び確保等の業務を総合的に行うことを目的とすることとした。（第九二条関係）
(2)　設立
　理事長及び監事となるべき者、設立委員並びに機構が承継する国の権利義務について所要の規定を設けることとした。（第九七条～第九九条関係）
㈡　役員及び職員
(1)　機構に、役員として、理事長及び監事二人を置くとともに、理事二人以内を置くことができることとした。（第一〇〇条関係）
(2)　役員の職務及び権限、役員の任命、役員の任期、役員の欠格条項並びに役員の損害賠償責任について所要の規定を設けることとした。（第一〇一条～第一〇五条関係）
㈢　新産業創出等研究開発協議会
　機構は、新産業創出等研究開発等施策の実施に関し必要な協議を行うため、新産業創出等研究開発協議会を組織することとした。（第一〇九条関係）
㈣　業務運営
(1)　業務の範囲
　機構は、新産業創出等研究開発及びその環境の整備を行う業務、新産業創出等研究開発の成果を普及し、及びその活用を促進する業務、新産業創出等研究開発及びその環境の整備に対する助成を行う業務等を行うこととした。（第一一〇条関係）
(2)　中期目標等
イ　主務大臣は、七年間において機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを機構に指示するとともに、公表しなければならないこととした。（第一一二条関係）
ロ　機構は、イの指示を受けて、中期目標を達成するための計画を作成し、主務大臣の認可を受けなければならないこととした。（第一一三条関係）
ハ　主務大臣は、中期目標の期間の終了時において、個々の研究開発の妥当性及びその継続の必要性並びに研究開発体制の在り方その他のその組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずることとした。（第一一六条関係）
㈤　財務及び会計
　機構は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならないこととした。（第一一八条関係）
㈥　監督
　主務大臣は、中期目標を達成するためその他この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができることとした。（第一二三条関係）
㈦　雑則
　独立行政法人通則法の規定の一部を準用することとした。（第一二五条関係）
3　罰則
　所要の罰則規定を設けることとした。（第一四五条～第一四八条関係）
4　施行期日
　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇宅地造成等規制法の一部を改正する法律（法律第五五号）（国土交通省）

1　題名
　題名を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改めることとした。（題名関係）
2　目的
　この法律は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）
3　基本方針
　主務大臣は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならないこととした。（第三条第一項関係）
4　基礎調査
　都道府県（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市。）は、基本方針に基づき、おおむね五年ごとに、5の㈠の規定による宅地造成等工事規制区域の